

函館市福祉のまちづくり条例整備基準適合状況（平成26～28年度）

函館市福祉のまちづくり推進委員会	
平成30.3.30(金)	資料1

○条例の対象：施設の新築や出入口、廊下など整備基準に関わる部分の増改築等を行った公共的施設

○届出数：平成26～28年度の各年度において、条例に定める「新築等の届出」があった公共的施設

【届出のあった公共的施設の内訳】

(単位：件)

区分	H26		H27		H28	
	うち全適合施設		うち全適合施設		うち全適合施設	
病院・診療所等	5		5		7	
劇場、観覧場、映画館等						
集会場・公会堂等	2		2		1	
展示場等	2					
物品販売業を営む店舗	20		21	1	30	1
ホテル・旅館等	1		3		7	
老人福祉施設等	24	1	24	3	12	1
遊技場・体育館等					1	
博物館、美術館等						
公衆浴場等						
飲食店	10		6		9	
サービス業を営む店舗	1		1		1	
金融保険業を営む店舗			2		2	
自動車車庫	1					
公衆便所						
公益上必要な建築物	1					
学校	1		1		1	
事務所			1		4	
共同住宅・寄宿舎等					2	
地下街等						
合計	68	1	66	4	77	2

※ 全適合施設の件数の考え方について～各施設および工事の種別（新築・増築等）に応じた基準適合確認を要する整備対象箇所において全適合となった場合の件数となる。

【整備対象箇所の内訳】

(単位：件，%)

整備対象箇所	整備対象箇所が基準に適合している施設									全項目において基準に適合していない施設			該当箇所がないまたは届出対象外		
	うち全ての項目に適合						うち一部の項目に適合			H26	H27	H28	H26	H27	H28
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28						
出入口	67(100.0)	62(100.0)	73(98.6)	38(56.7)	30(48.4)	33(44.6)	29(43.3)	32(51.6)	40(54.1)	0(0.0)	0(0.0)	1(1.4)	1	4	3
廊下等	62(96.9)	46(95.8)	61(84.7)	6(9.4)	12(25.0)	6(8.3)	56(87.5)	34(70.8)	55(76.4)	2(3.1)	2(4.2)	11(15.3)	4	18	5
階段	24(100.0)	25(100.0)	26(96.3)	7(29.2)	3(12.0)	5(18.5)	17(70.8)	22(88.0)	21(77.8)	0(0.0)	0(0.0)	1(3.7)	44	41	50
エレベーター	10(100.0)	9(100.0)	7(87.5)	1(10.0)	3(33.3)	3(37.5)	9(90.0)	6(66.7)	4(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(12.5)	58	57	69
便所	55(90.2)	49(84.5)	56(78.9)	29(47.5)	24(41.4)	20(28.2)	26(42.6)	25(43.1)	36(50.7)	6(9.8)	9(15.5)	15(21.1)	7	8	6
駐車場	28(59.6)	17(41.5)	31(57.4)	22(46.8)	11(26.8)	14(25.9)	6(12.8)	6(14.6)	17(31.5)	19(40.4)	24(58.5)	23(42.6)	21	25	23
敷地内通路	61(98.4)	56(100.0)	61(96.8)	6(9.7)	5(8.9)	5(7.9)	55(88.7)	51(91.1)	56(88.9)	1(1.6)	0(0.0)	2(3.2)	6	10	14
洗面所	49(83.1)	37(69.8)	34(61.8)	25(42.4)	24(45.3)	11(20.0)	24(40.7)	13(24.5)	23(41.8)	10(16.9)	16(30.2)	21(38.2)	9	13	22
浴室等	17(100.0)	14(93.3)	12(85.7)	10(58.8)	10(66.7)	6(42.9)	7(41.2)	4(26.7)	6(42.9)	0(0.0)	1(6.7)	2(14.3)	51	51	63
シャワー室等	0(0.0)	2(40.0)	6(85.7)	0(0.0)	1(20.0)	2(28.6)	0(0.0)	1(20.0)	4(57.1)	1(100.0)	3(60.0)	1(14.3)	67	61	70
観覧席等	0(0.0)	0(0.0)	0(-)	0(0.0)	0(0.0)	0(-)	0(0.0)	0(0.0)	0(-)	0(0.0)	0(0.0)	0(-)	68	66	77
公衆電話所	1(100.0)	1(100.0)	0(-)	1(100.0)	0(0.0)	0(-)	0(0.0)	1(100.0)	0(-)	0(0.0)	0(0.0)	0(-)	67	65	77
カウンター	9(28.1)	9(37.5)	11(22.9)	9(28.1)	8(33.3)	11(22.9)	0(0.0)	1(4.2)	0(0.0)	23(71.9)	15(62.5)	37(77.1)	36	42	29
案内標示	11(36.7)	5(38.5)	9(20.9)	11(36.7)	5(38.5)	9(20.9)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	19(63.3)	8(61.5)	34(79.1)	38	53	34
改札口	12(100.0)	2(100.0)	0(-)	9(75.0)	2(100.0)	0(-)	3(25.0)	0(0.0)	0(-)	0(0.0)	0(0.0)	0(-)	56	64	77
授乳場所	6(85.7)	8(72.7)	14(50.0)	6(85.7)	8(72.7)	14(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(14.3)	3(27.3)	14(50.0)	61	55	49

【28年度の状況と分析】

全ての項目に適合している割合が高いのは、授乳場所(50.0%)、出入口(44.6%)であり、逆に「全項目において基準に適合していない」割合が高いのは、案内標示(79.1%)、カウンター(記載台)(77.1%)となっている。これは例年同様の傾向になっている。理由としては、届出がある施設の種類の割合は毎年異なるため一概には言えないが、物品販売業の店舗など比較的小規模な施設において、適合していない割合が高いことから、限られた敷地・建築面積のなかで奥行きのあるカウンターや、案内標示を設置するスペースの確保が困難な事情があるものと考えられる。しかしながら、届出件数が微増していることや、届出自体についての問い合わせが増えていることから、制度の認知度は高まっていると考えられる。